

Ⅱ 生徒心得

各自が高等学校の生徒たる本分を自覚し、教養ある人格の完成と、健全なる身体の育成を期し、品位ある校風を建てるために努めなければならない。本心得は本校生徒として守るべき規範である。

1 学業

生徒の本分は学習活動にある。平素の授業を最優先とする。

授業や考査の妨げになる私語等はつつしみ、学習活動の妨げとなる行為はしない。

2 日課

- (1) 毎日の生活は、日課に従って素直で明るく節度あるものにする。
- (2) 始業時刻（8時45分）の5分前までに登校する。余裕をもって早目に家を出て事故をおこさないように心がける。
- (3) 日課表

時 限	時 刻	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
	8：35～ 8：40	職 員 打 ち 合 わ せ				
	8：45～ 8：55	S T	S T	S T	S T	S T
第1時限	8：55～ 9：45	○	○	○	○	○
第2時限	9：55～10：45	○	○	○	○	○
第3時限	10：55～11：45	○	○	○	○	○
第4時限	11：55～12：45	○	○	○	○	○
	12：45～13：25	昼食	昼食	昼食	昼食	昼食
第5時限	13：25～14：15	○	○	○	○	○
第6時限	14：25～15：15	○	○	○	○	○
第7時限	15：25～16：15	○	15:20～15:30 清掃		L T	清掃
	16：15～16：20	S T	15:35～15:40 S T		S T	S T
	16：25～16：35	清掃	15:45～ 部活動		部活動	部活動
	16：45～	部活動				

<注1> ○印は授業。

<注2> 木曜日は16:15～16:20 S T、16:25～ 部活動。金曜日は火、水曜日に同じ。

なお定期考査中の時間帯については、第1時限を9：00から始め、各時限の放課は15分とする。

- (4) 下校時刻は原則として次のとおりである。居残りの場合は届け出ること。
夏時間（3月～10月） 17時30分 式・考査中・長期休業中 16時30分
冬時間（11月～2月） 17時00分
- (5) 正当な理由のない欠席、遅刻、早退、欠課等をしない。
- (6) 始業時から終業時までには許可なく校外へ出ない。必要あって外出する場合は、担任に申し出る。

3 出欠席等

- (1) 当日、欠席・遅刻等する場合は、インターネットでの入力または電話で必ず保護者等から朝8時25分までに届け出る。
- (2) 事前にわかっている欠席・遅刻・早退・欠課については、その理由を保護者等より担任に申し出て、生徒手帳の許可欄に確認印を受ける。不注意による遅刻の届は別途指示する。
- (3) 公式競技、校長の許可する行事等に参加のため欠席する場合は、出席扱いとするが、教科においては欠課として扱われる。ただし、皆勤には影響しない。
- (4) 学校感染症、自然災害、受験等によりやむを得ないとみなされ、これを校長が認めた場合は出席すべき日数から除かれる。(学校感染症の内容については19・20ページを参照のこと。)
- (5) 親族が死亡した時は必ず申し出をし、後日書類を提出する。次の場合は忌引となり出席すべき日数から除外される。この場合も教科については欠課として扱われる。ただし、皆勤には影響しない。

父母の忌	7日以内
祖父母、兄弟、姉妹の忌	3日以内
曾祖父母、伯、叔父母の忌	1日
その他同居親族の忌	1日

4 生活規律

- (1) 主体的に校規、校則を守り、刈谷北高校生としての誇りと自覚をもって節度ある生活を送る。
- (2) 地域から愛され信頼される高校生として、マナーを守るようにつとめる。
- (3) 服装規定を守り、身だしなみを整え、服装、身のまわりの品、頭髪などに無用な加工をしない。
- (4) 学校へ教育活動に不要なものは持参しない。

携帯電話・スマートフォン等については、始業から終業までは電源を切り、鞆に入れておき、使用しない。
- (5) 生徒間での金銭の授受、貸借および売買行為はしない。
- (6) 学校行事や部活動には積極的に参加し、健全な心身の保持増進にはげむ。
- (7) 交際は高校生として節度をわきまえる。
- (8) 飲酒、喫煙、薬物乱用などの法律や条例に反する行為及びその他の犯罪行為は、絶対にしてはならない。
- (9) 不健全な育成を阻害するおそれのある施設や店舗の出入りをしない。及び無断外出、外泊等はない。
- (10) 校内外での掲示、印刷物等の配付については学校の許可を必要とする。
- (11) 校内外を問わず、暴力行為、または暴力による威圧をしない。また、SNSやインターネット、携帯電話・スマートフォン等を利用し、人権侵害にあたる行為は絶対にしてはならない。
- (12) アルバイトは原則として禁止する。ただし、経済的理由など家庭の事情でやむを得ないと学校が判断した場合は、保護者等の申し出のもとに所定の手続きを行う。
- (13) 旅行をする場合は次の事項を必ず守る。
 - ア 旅行届けを担当を通じて生徒指導部に提出する(所定の様式)。
 - イ 学生割引証を必要とする場合は、旅行届けに学生割引証交付願を添えて提出する。(受験に関しては別途指示をする。)
 - ウ 生徒同士、および生徒一人の旅行や宿泊は原則として禁止する。

5 交通安全

- (1) 登下校は安全な通路を選ぶ。
- (2) 交通ルールを守り、常に事故防止には万全の注意をする。
- (3) 自転車の二人乗りはしない。
- (4) 在学中の運転免許証取得はすべて禁止する。ただし、就職内定者に対しては別途指示する。
- (5) 自転車通学を希望する者は次の事項を厳守する。
 - ア 学校より半径1.5km以遠の者に限り届け出て許可をうける。(刈谷駅利用者については別途指示する。)
 - イ 許可された者は、後輪泥除けのよく見える所に指定のステッカーをつける。
 - ウ 自転車は常に整備し、旋錠をして指定の場所に整頓して置く。
 - エ 雨の日は、雨合羽を着用し、傘さし運転は厳禁とする。
 - オ ドロップハンドル車は使用しない。

6 台風における登校（本県に名古屋気象台より暴風警報が発令されたときの登校について）詳細は生徒手帳を参照する。

- (1) 始業時刻2時間前までに警報が解除された場合は、平常通り登校する。
- (2) 始業時刻2時間前から午前11時までに警報が解除された場合には、授業は警報解除の2時間後に開始する。
- (3) 午前11時を過ぎて後、警報が解除されるか又は引続き解除されない場合には、その日は授業を行わないので登校しなくてよい。
- (4) 登校の途中で警報が出たことを知った場合にはすぐ帰宅する。
- (5) 土曜、日曜、祝日、休業中に警報が出た場合には登校してはいけない。
- (6) 考査期間中の場合には別途指示をする。

7 特別警報について

- (1) 特別警報とは
 - ア 「数十年に一度」の大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪が予想された場合に発表される。
 - イ 大津波警報 …… 3mを超える津波が予想される場合
 - 噴火情報 …… 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合
 - 緊急地震速報 …… 震度6弱以上の地震動が予想される場合上記の3つも特別警報に位置付ける。
- (2) 愛知県に特別警報が発令された場合
尋常でない大雨や津波等が予想され、重大な災害が起こる可能性が非常に高い。
 - ア ただちに命を守る行動をとる。(避難場所へ非難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる。)
 - イ 命を守るためにインターネットやテレビ、ラジオなどで情報の収集に努める。
 - ウ 在宅時は学校の指示があるまでは自宅で待機する。
 - エ 登下校時は安全な場所に避難する。
 - オ 在校中は学校の指示に従う。

(3) その他

「特別警報が発表されない」は「災害が発生しない」ではありません。注意報・警報、その他の気象情報を活用し、早めの行動を心がけること。

8 東海地震に関する対応

- (1) 在宅時は学校から連絡があるまで待機する。
- (2) 登下校時は安全な場所（広場、運動場など）に一時避難した後、安全な経路を通過して原則として帰宅する。
- (3) 在校中は学校の指示に従って速やかに下校する。（生徒個票の災害時の帰宅方法参照）
- (4) 自宅から学校への電話は自粛する。
- (5) 在宅時等に発生した場合は、災害用伝言ダイヤル等を利用して、学校へ安全の報告をする。

9 身だしなみ規定

本校生徒は下記の規定に従い、常に清潔簡素な身だしなみを整え、高校生として品位を保つよう心がける。

(1) 制服

①タイプⅠ：詰襟学生服

ア 冬服

- ・上衣、ズボン共に黒、詰えりの標準型学生服。カラーを着用（ラウンドカラーの学生服可）。本校指定のボタンを用いる。本校指定のボタンを校章とする。

イ 夏服

- ・上衣は以下の(ア)または(イ)とする。

(ア) 白無地（織柄等ないもの）のカッターシャツかブラウスカ開襟シャツを着用する。左胸に校章をつける（貼付式の校章可）。

(イ) タイプⅢのイの夏服の本校指定のワイシャツかブラウスを着用する（本校指定の刺繍入り）。

- ・ズボンは冬服と同じ黒色。

②タイプⅡ：セーラー服

ア 冬服

- ・濃紺のセーラー服。リボンは黒、えりの白線は幅1cm。ふちより2cm内側に1本で井桁にする。井桁を校章の代わりとする。スカートのひだは24または28とする。
- ・スカート丈の長さは、短くても膝にかかる程度とする。スカート丈の長さ調節でのベルトの使用は可。ただし、ベルトを使用して、スカート丈の長さを規定よりも短くすることは禁止する。

イ 夏服

- ・白の上衣、えりは濃紺。その他は冬服と同じ。

③タイプⅢ：ブレザー服

ア 冬服

- ・上下衣ともに本校指定の制服。下衣はスラックスかスカートを着用する。スカート丈やベルトに関してはタイプⅡと同じ。

イ 夏服

- 上衣は本校指定のワイシャツかブラウスを着用する（本校指定の刺繍入り）。
- 下衣は冬服と同じ。

ウ ネクタイ・リボン

- 本校指定のネクタイかりボンを着用する。
- 着用する場合は、結び目が第一ボタンの上にくること。（指定日以外も同様とする）

④希望購入品

ア カーディガン（紺・グレー）：タイプⅠ・Ⅱ・Ⅲで着用可。

- エンブレム（ワッペン）の付いた本校指定のものを着用する。
- 着用する場合は、すべてのボタンを留める。（指定日以外も同様とする）

イ ベスト（紺・グレー）：タイプⅠ・Ⅲで着用可。

- 本校指定の刺繍入りのものを着用する。

⑤その他・留意点

ア 上衣と下衣でタイプが違う組み合わせの着用は禁止する。ただし、タイプⅠの夏服上衣のみタイプⅢの夏服上衣着用可。

イ タイプⅢの普段時のネクタイ・リボンの着用は各自で判断する。ただし、式典など学校の指定する日はネクタイかりボンを着用する。

ウ 更衣時期は設けないので寒暖を考慮して各自で夏服か冬服を判断して着用する。ただし、式典など学校の指定する日は指定された制服（夏服か冬服）を着用する。

(2) 頭髪等

頭髪は清潔であること。パーマ、脱色、毛染、技巧を加えた髪型は禁止する。長さについては、前髪が目にかからないこと（証明写真として撮影できる程度）とする。また、装飾品（ピアス、指輪等）、化粧（色付きリップクリーム、マニキュア等）は禁止する。

(3) 通学靴

運動靴、またはそれに準ずる華美でないもの。あるいは黒か茶の短皮靴とする。

(4) 靴下

靴下は白・黒・紺・グレーを基調とした華美でないものとする。タイツは模様のない黒・紺・グレー・ベージュとする。ルーズソックス・レッグウォーマーの着用は禁止する。

(5) 鞆

学生用手さげ鞆、またはスポーツバッグ等、華美でないものとする。

(6) 雨具

自転車通学者の雨具はアイボリー色、または白色のものが望ましい。（中学時のものも可）

(7) 防寒着

防寒着については通年可とする。登下校時の防寒着の着用は校舎内も許可する。ただし、コート類以外のマフラーや手袋等の防寒着は、昇降口で着脱すること。

(8) 上履き

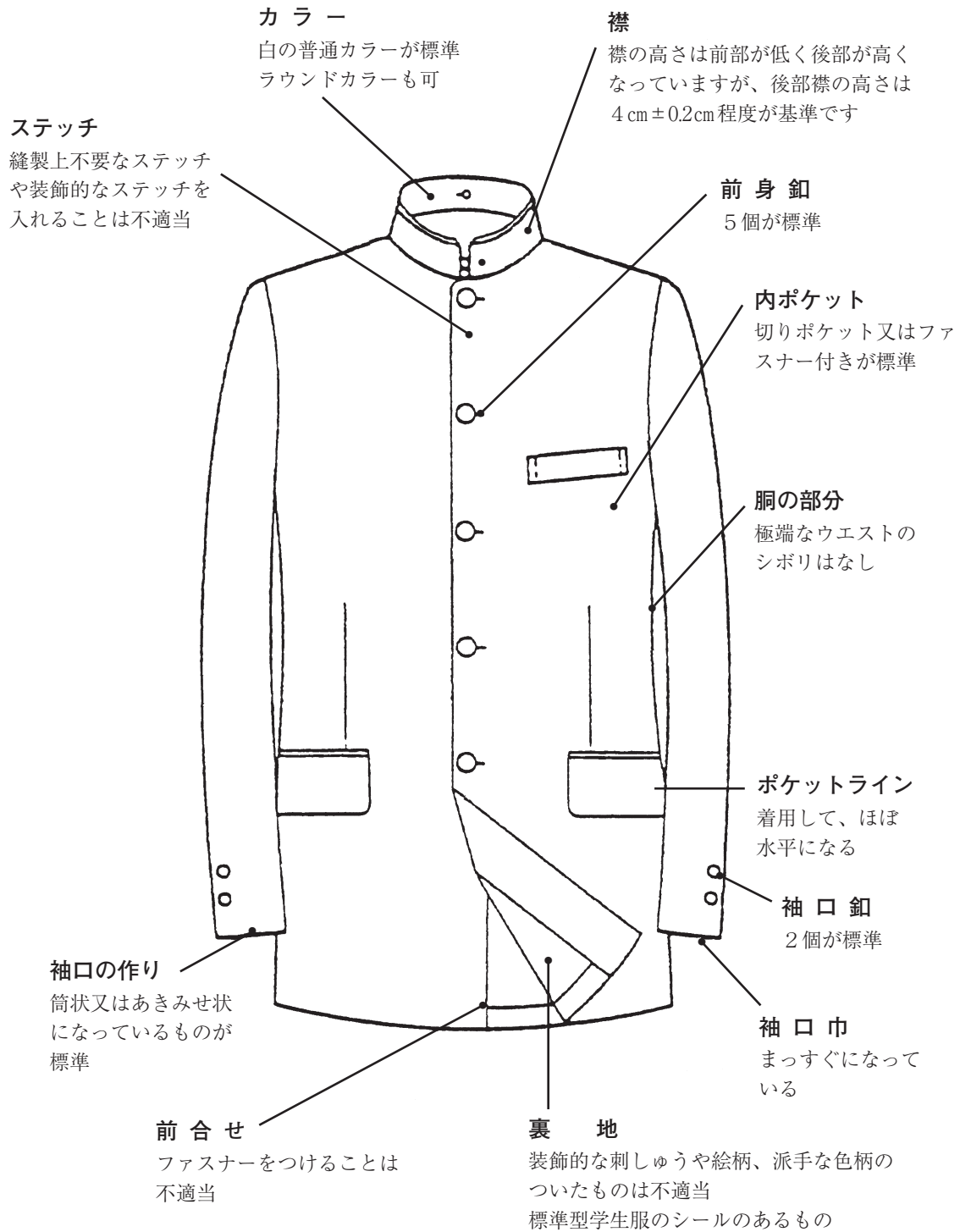
本校指定の上履き（学年指定色 青・赤・緑）とする。

(9) その他

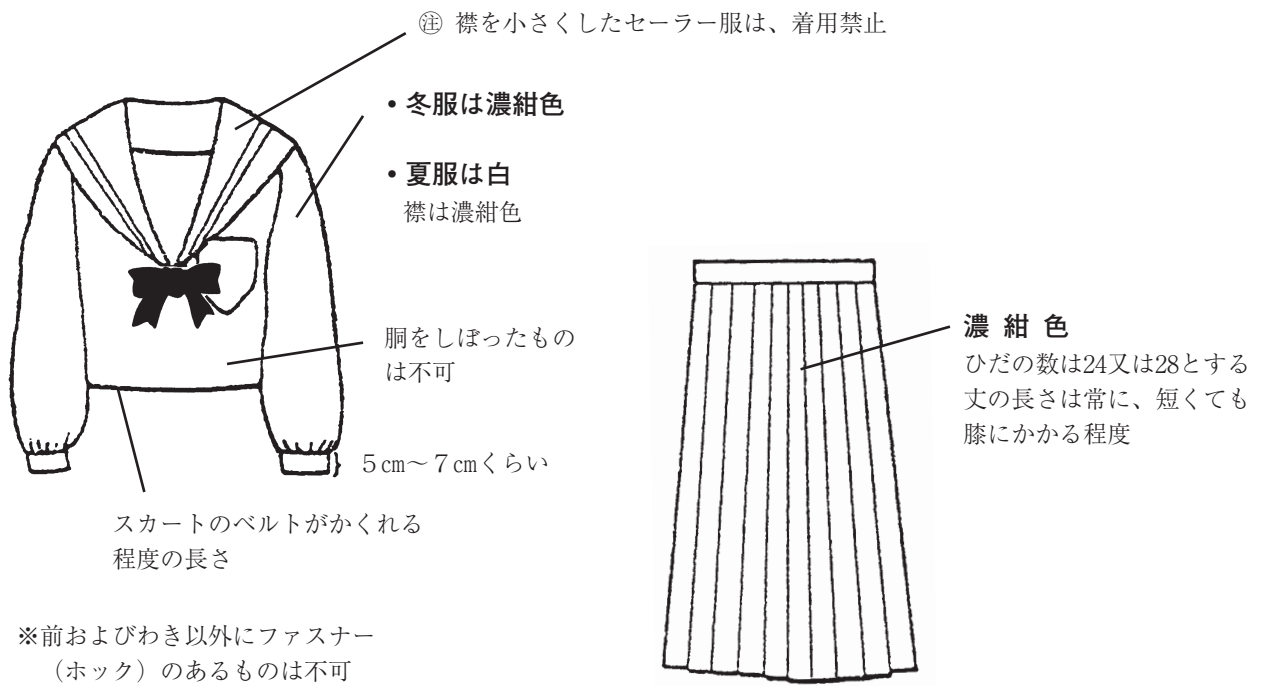
学校生活は原則制服を着用する。やむを得ぬ理由で規定外の服装を必要とする時は、「異装届」を提出し許可を得る。

登下校については、本校体育服または部活動着を着用することができる。

①タイプ I : 詰襟学生服



②タイプⅡ：セーラー服



③タイプⅢ：ブレザー服 (P10参照)